

◎新潟県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年10月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市田中宇会所前口185番5から	新	15.4～18.6メートル	67.1メートル
同市田中宇山ノ根庚101番1まで	旧	14.0～18.4メートル	67.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道小千谷十日町津南線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市田中宇山ノ根庚101番1から	新	15.4～18.6メートル	67.1メートル
同市田中宇会所前口185番5まで	旧	14.0～18.4メートル	67.1メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道353号と重用